

平大臣、金情報部長会談概要通報の件」と題する電信文

2 通し番号3-37の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも同一内容で、竹島問題について日本政府が国際司法裁判所に提起する旨の解決策を提案したのに対し、金中央情報部長が述べた具体的問題点及び代替案が記録されている。

① 上記1(10)の文書にある48ページ(−48−)下から3行目から49ページ(−49−)上から3行目までの約6行分(以下「不開示部分①」という。)

② 上記1(11)の文書にある51ページ(−51−)下から4行目から52ページ(−52−)上から2行目までの約6行分(以下「不開示部分②」という。)

(乙A44)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-37の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関し日本政府が提示した具体的解決策について金中央情報部長が述べた具体的評価及び提案内容である。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利にならないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題

の帰趨を注視している状況下において、日本が提示した解決案について韓国側が指摘した問題点及び代替案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（情報公開法5条3号）。

また、上記のような状況下においては、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少しておらず、歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法5条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ、第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって、公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

2 原告らの主張の要旨

韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はないところ、通し番号3-37の文書の不開示部分に記載されている情報は、あくまでも韓国側の具体的評価及び提案内容であって、日本側の考え方等を示したものではなく、このような事実があつてから約半世紀の時間が経過していることを踏まえると、これを公にすることにより、外交上の不利益のおそれが

日本側に生じることはなく、韓国は関連文書を自ら全面的に公開している以上、韓国から日本に明かされた韓国側の評価等を日本側が公開したからといって、韓国との信頼関係を損なうおそれも存しない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠(乙A44)によれば、通し番号3-37の文書の不開示部分は、いずれも昭和37年11月12日の大平外務大臣と金中央情報部長との会談の概要をまとめた公電中にあり、その前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①の前後の記載は、下記のとおりである。

記

3. 竹島問題に関し、金部長より、国際司法裁判所に提出すれば、たとえば、2、3年後といえども勝敗の別がはっきりした判決ができることとなり両国国交上適当でない。■■■不開示部分■■■

(イ) 不開示部分②の前後の記載は、下記のとおりである。

記

3. 竹島問題に関し、金部長より、国際司法裁判所に提出すれば、たとえば、2、3年後といえども勝敗の別がはっきりした判決ができることとなり両国国交上適当でない■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実を照らすと、通し番号の文書の不開示部分に記載されている情報は、いずれも、昭和37年11月12日に開催された大平外務大臣と金中央情報部長との会談において、金中央情報部長が述べた日本が提案した解決策についての具体的問題点及びこれに対する代替案であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-37の文書の各不開示部分に記載さ

れている上記情報は、昭和37年11月12日に開催された大平・金会談において、韓国側が日本側に提示した竹島問題に関する見解又は解決策であり、本件全証拠によっても、当該会談が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該会談等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないし、また、別紙5（通し番号3-7）の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(オ)で説示したとおり、同日の大平・金会談において金中央情報部長が述べた竹島問題に関する見解及び代替案の概要は、他の行政文書の一部開示（乙B77）により既に公にされていることに照らすと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号3-37の文書の各不開示部分に記録されている上記各情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号3-37の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に

該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-37の文書の各不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-38

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号3-38の文書(文書1823)は、次の文書により構成されている。
 - (1) 朝海在米大使が大平外務大臣に宛てた昭和37年10月17日発信の「金情報部長訪米に関する件」と題する電信文
 - (2) 朝海在米大使が大平外務大臣に宛てた昭和37年10月30日発信の「金韓国情報部長とラスク長官等との会談模様に関する件」と題する電信文
 - (3) 朝海在米大使が外務大臣に宛てた昭和37年10月31日付け「金情報部長訪米に関する件」と題する文書
 - (4) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年11月7日付け「ラスク国務長官・金韓国中央情報部長会談内容に関する米側よりの通報」と題する内部文書
- 2 通し番号3-38の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、上記1(4)の文書にある21ページ(-21-)上から2行目から6行目までの約5行分であり、竹島問題の解決案についての池田総理の考えについて金中央情報部長がラスク米国国務長官に説明した具体的内容を在京米国大使館員が外務省員に内々に伝えた状況が記録されている。

(以上につき、乙B74)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-38の文書の不開示部分に記載されている情報は、竹島問題に関する日本側の見解について金中央情報部長がラスク米国国務長官に説明した具体的内容であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せて

いる未解決の二国間問題であつて、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利にならないよう細心の注意を払う必要がある上、これを明らかにすることにより、日本と米国のみならず、日本と韓国、韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあり、日韓間の今後の交渉において我が国の立場が不利になるおそれもあるから、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

通し番号3-38の文書の不開示部分に記録されている情報は、同じ会談記録であっても日本側と韓国側では受け止め方が異なるから、既に開示された文書（乙A76）の韓国側の記録内容と異なる上、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、日本側が提示した解決案についての韓国側が受け止め方に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、これを公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（情報公開法5条3号）。

また、通し番号3-38の文書は、約半世紀前の文書であるが、上記のような状況下においては、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少しておらず、歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法5条各号

の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ、第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって、公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

2 原告らの主張の要旨

韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はないところ、通し番号3-38の文書の不開示部分に記載されている情報は、既に開示された文書（乙A76 [1ページ以下]）と同様の内容であり、日本側の見解は、当時、日本側から韓国側に表明された内容であって日本側の手の内情報ではなく、韓国側の考え等を開示することによって、日本側について外交上不利益を被るおそれ等もないし、韓国・米国の会談内容が米国から日本に伝えられていること自体も既に開示された部分から明らかになっているから、既に約半世紀の時が経過していることも踏まえると、これを明らかにすることにより、日本と米国のみならず、日本と韓国、韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれや日韓間の今後の交渉において我が国の立場が不利になるおそれはない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠（乙B74）によれば、通し番号3-38の文書の不開示部分の前後の記載等については、次の事実が認められる。

(7) 不開示部分は、前提事実（各論）1(4)の文書の3項にあり、その余の項には、ラスク・金会談のほとんど全部の時間が金中央情報部長の日韓会談に対する説明で費やされたこと（1項）、金中央情報部長の大平外務大臣との会談における対談内容の具体的説明（2項）、金中央情報部長の説明を受けたラスク長官の対応と同人が述べた米国側の見解（4項）、その他のラスク・金会談の話題事項（5項）が具体的に記録されている。

(イ) 不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

3. 次いで金部長は、池田総理との会談につき次のとおり述べた。

(1) 請求権の「金額」に関して池田総理の述べたところは、大平大臣と若干異なっていた。すなわち、池田総理は1.5億ドルを主張したので金部長が大平大臣は3億ドルと述べたと指摘したところ、池田総理は最後の断を下すのは自分であると述べたが、また、1.5億ドルは絶対的な数字というわけでもないことを認めた。さらに、池田総理は無償1.5億ドルのほかに、借款を供与する容易があり、これにより総額を6億ドルにすることができると述べた。

(2) 大平大臣との間で合意した高級政治会談年内開催については、池田総理とこれを確認した。■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実を照らすと、通し番号3-38の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和37年当時、金中央情報部長がラスク米国国務長官に説明した竹島問題の解決案に関する池田総理の見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-38の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和37年当時、韓国側が米国側に示した竹島問題に関する日本側の具体的見解であり、証拠（乙A76）によれば、当該具体的見

解が示された池田総理と金中央情報部長との会談内容については日本政府の保有する行政文書により公にされていること、日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した竹島問題に関する見解等であって本件各文書の一部開示部分等により公にされているものも既に多数存在することなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国及び米国との信頼関係を損なったり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号3-38の文書の各不開示部分に記録されている上記各情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることが推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-38の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-38の文書の各不開示部分に記録されている上記情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-39

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号3-39の文書(文書1824)は、次の文書により構成されている。

(1) 外務省アジア局が作成した昭和37年10月15日付け「10月20日の大平大臣・金鐘泌部長会談における大平大臣の発言要旨(案)」と題する内部文書(同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書)

(2) 外務省アジア局が作成した昭和37年10月20日付け「大平大臣・金鐘泌韓国中央情報部長会談記録要旨」と題する内部文書(同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書)

(3) 外務省アジア局が作成した「大平外務大臣・金鐘泌韓国中央情報部長会談(37年10月20日)に関する日韓双方の記録の対照」と題する文書

(4) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年10月29日付け「大平大臣・金部長会談(十月二十日)に関する韓国側記録に対する大平大臣のコメント」と題する内部文書

(5) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年10月26日付け「大平大臣・金部長会談(10月20日)の内容確認作業の結果について」と題する内部文書

(6) 昭和37年10月22日付け「大平・金会談(10月20日)の結果に関する伊関局長のコメント」と題する内部文書

(7) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年11月1日付け「後宮局長・崔参事官会談要旨」と題する内部文書

2 通し番号3-39の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、次の部分であり、竹島問題について、大平外務大臣が金中央情報部長に対して国際司法裁判所提訴に応じるよう要請した際の具体的な発言内容の案が記録されている。

① 上記1(1)の文書の「7. 竹島問題」にある15ページ(―14―に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)

② 上記1(1)の文書の「7. 竹島問題」にある31ページ(―30―)上から1行目から4行目までの約4行分(以下「不開示部分②」という。)

(以上につき、乙B75)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-39の文書の不開示部分に記録されている情報は、金中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する具体的な見解であって、発言内容の案の部分も、会談結果の要旨の部分も、我が国の具体的な率直な見解が記録されているものであるから、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利にならないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当時の外務大臣が発言することを検討していた具体的な解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、

当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法5条3号）。

なお、通し番号3-39の文書は、池田総理の発言方針であるのに対し、通し番号3-40の文書が池田総理と金中央情報部長の実際の会話の記録であることからすれば、両者の内容が異なる可能性があることは明らかである。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号3-39の文書の不開示部分は、既に関示されている大平外務大臣・金中央情報部長の会談を直接記録した文書（乙B75【32ページ以下】。特に乙B75【41～42ページ】には、「竹島については、大臣より国際司法裁判所に対する日本側の提訴に対し韓国側が応訴することを約束することが絶対必要である旨強調したのに対し、金部長は、本問題をさほど重視しておらぬ様子であり、かかる問題は放置しておいて差し支えなきが如き口吻を当初もらしていたので、大臣より重ねて応訴の要を主張したのに対して、部長は、明示的には承諾の意向を表明しなかった（絶対的に否定の態度でもなかった）」との記載がある。）又は直接記録した日韓の文書を対照した文書（乙B75【59ページ以下】。特に乙B75【70ページ】には「大平大臣より、是非ICJ応訴を約束してほしいと述べたのに対し、金部長は、そのような約束はできない、なぜなら、本件は当初から日韓会談とは関係がなかったものを、日本側が途中で徒らに取り上げたものだからである。本件は、国交正常化後に徐々に時間をかけて解決するのが賢明であると述べた。」との記載がある。）に対応する部分であるから、当該文書に記録されている内容と同一又は類似の内容が記録されていると考えられる。

- (2) そもそも竹島問題が未解決の二国間問題であることは、不開示を正当化する

る理由にならない上、竹島問題についての日本側の基本的方針（日本政府は、国際司法裁判所の応訴に応じるということを韓国に約束してもらいたいと強く望んでいた。）や大平外務大臣が会談において基本方針のとおり強く働きかけたことは、会談当日に作成された会談要旨によって明らかにされており、仮に不開示部分に大平外務大臣による働きかけのための発言等が具体的で率直な見解として記載されていたとしても、そのような発言等は約半世紀前のものであって、長期間の時が経過していることを踏まえると、「現在及び将来」へのおそれは想定し難い。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠（乙B75）によれば、通し番号3-39の文書の不開示部分①及び不開示部分②は、前提事実（各論）1(1)の文書の「7. 竹島問題」の項にあり、各不開示部分の前には、下記のとおり記録されていることが認められる。

記

7. 竹島問題

この種の法律的紛争は国際司法裁判所の公正な判断によって解決するのが最も適当と考える。また、この約束がなければ政府は関係条約を国民にも国会にも堂々と提示し得ない。ついては、韓国側におかれても日韓国交正常化までには本件の国際司法裁判所提訴に応ずるということをおのれに約束していただきたい。

（注）先方が約束することは差し支えないが、当分発表しないことにしたいと希望した場合は、この希望を容れることとする。

■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実を照らすと、通し番号3-39の文書の

不開示部分に記録されている情報は、大平外務大臣が金中央情報部長に対して国際司法裁判所提訴に応じるよう要請した際の具体的な発言内容の案であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-39の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する日本側の発言案で日本政府部内で検討されたものであり、本件全証拠によっても、これが韓国側に提示されたと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ 以上によれば、通し番号3-39の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号3-39の文書の不開示部分に記録されている情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号3-39の文書の不開示部分に記録されている情

報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-39の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である

(別紙5) 通し番号3-40

第1 前提事実(各論)

通し番号3-40の文書(文書1825)は、外務省アジア局が作成した昭和37年10月23日付け「池田総理・金鐘泌韓国中央情報部長会談要旨」と題する内部文書(同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書)であり、このうち不開示部分は、「4. 竹島問題」にある次の部分であり、いずれも同一箇所であって、池田総理と金中央情報部長との会談において、池田総理と金中央情報部長との会談において、池田総理が国際司法裁判所への付託を働きかけ、金中央情報部長が応答したのに対し、池田総理が述べた具体的見解であり、日本政府の公式の方針とは異なるものが記録されている。

① 18ページ(-18-) 上から2行目から3行目までの約2行分

② 37ページ(-37-) 上から2行目から4行目までの約2行分

(乙A76)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-40の不開示部分に記録されている情報は、金中央情報部長との会談における池田総理の竹島問題に関する具体的見解であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないように細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、具体的な解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあり（情報公開法5条3号）、このような状況下において、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少していない。

2 原告らの主張の要旨

そもそも竹島問題は未解決の二国間問題であることだけでは不開示を正当化することはできないし、通し番号3-40の文書の上記不開示部分は、韓国側に伝えられた事項であって、日本側の手の内情報でもなく、発言時から約半世紀を経ており、時が経過していることに加え、国際司法裁判所への提訴に同意するよう働きかける文脈での発言であるから、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠（乙A76）によれば、通し番号3-40の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

4. 竹島問題

金部長より、日本側はあくまで本件の国際司法裁判所付託を固執する

やを質し、かくの如き問題は国交正常化後まで放置しておきたる上、ゆっくり解決すればよいであろうとの意見を述べたのに対し、総理より、日本側としては国交正常化の際本件を国際司法裁判所に付託する旨の合意が成立していることが絶対的に必要である旨強調された上、第三者の判断にまかすという方式がお互いに面目を維持する所以であることをタイ、カンボディア間の国境紛争を国際司法裁判所に付託した先例を引用して述べられた。金部長より、2度にわたり、半ば冗談の如く、問題の禍根を断つためこの島を爆破してしまうことを述べたが、総理は、右は感情的に適當でなく、国際裁判が最良の方法である旨繰り返した■■■

不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実には照らすと、通し番号3-40の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和37年当時、池田総理と金中央情報部長との会談において、竹島問題の解決案に関し、池田総理が金中央情報部長に述べた具体的見解であつて日本政府の公式の方針とは異なるものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-40の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和37年当時、池田総理と金中央情報部長との会談において、池田総理が韓国側に示した竹島問題に関する個人的見解であり、本件全証拠によつても、当該会談が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該会談での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあると

はいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号3-40の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号3-40の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-40の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-41

第1 前提事実(各論)

1 通し番号3-41の文書(文書1826)は、次の文書により構成されている。

(1) 外務省アジア局が作成した昭和37年11月6日付け「11月12日の大平大臣・金部長第2回会談における大平大臣の発言要旨(案)」と題する内部文書(同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書)

(2) 昭和37年11月10日付け「請求権の金額問題会談メモ(案)」と題する内部文書

(3) 外務省アジア局が作成した昭和37年11月12日付け「大平大臣・金鐘泌韓国中央情報部長第2回会談記録」と題する内部文書(同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書)

(4) 外務省情報文化局報道課が作成した昭和37年11月29日付け「記者会見」と題する内部文書

2 通し番号3-41の文書のうち不開示部分は、次の部分(ただし、不開示部分①については、平成23年12月21日付け変更決定により開示された。)であって、いずれも「5. 竹島問題」にある同一箇所の同一内容であり、金中央情報部長との会談において、大平外務大臣が国際司法裁判所への付託を働きかけた際の大平外務大臣の具体的な発言要領が記録されている。

① 12ページ(一12一)下から3行目から13ページ上から4行目まで(一12一に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)の約7行分(以下「不開示部分①」という。)

② 24ページ(一23一)下から7行目から1行目までの約7行分(以下「不開示部分②」という。)

③ 35ページ(一34一)下から7行目から1行目までの約7行分(以下

「不開示部分③」という。）

(乙A77, B77)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-41の文書の不開示部分に記録されている情報は、金中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する具体的な見解（発言内容の案）であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえ、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当時の外務大臣が発言することを検討していた具体的な解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあり（情報公開法5条3号）、このような状況下において、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少していない。

2 原告らの主張の要旨

当初不開示であった追加開示部分にある「のみならず、国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので」との記載は、国際司法裁判所への提訴に応じるように韓国に説得するための理由付けにすぎず、この程度の文言を被告が不開示にしているということは、他の不開示部分についても、同程度の情報（本来は秘匿する必要もない情報）を秘匿しているという推測が働くというべきであり、特に、この案をベースに実際の発言が韓国側に伝えられているであろうこと、したがって手の内情報ではないこと、文書作成（大平外務大臣の発言）から約半世紀の時間が経過していること、未解決の問題であるということだけでは不開示を正当化できないことを踏まえるならば、情報公開法5条3号該当性は認められない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号3-41の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙B77）

a 不開示部分①

不開示部分①の前後の記載は、下記のとおりである。

記

5. 竹島問題

この種の法律的紛争は国際司法裁判所の公正な判断によって解決するのが最も適当であるのみならず、国交正常化の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので、国交正常化後は本件の国際司法裁判所への提訴に応ずるということだけではとりあえず是非予約してほしい。（提訴及び応訴は国交正常化後と

なる。)

領土紛争等に関するこの種■■■不開示部分①■■■

b 不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③の前には、いずれも要旨下記のとおり記録されている。

記

5. 竹島問題

この種の法律的紛争は国際司法裁判所の公正な判断によって解決するのが最も適当であるのみならず、国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので、韓国側も、国交正常化後は本件の国際司法裁判所への提訴に応ずるということだけではとりあえず是非予約してほしい。(提訴及び応訴は国交正常化後となる。)

■■■不開示部分■■■

- (イ) 昭和37年11月12日、大平外務大臣と金中央情報部長との会談が開催され、その際、大平外務大臣は、予め準備したトーキング・ペーパーを提示した上、金中央情報部長と討議を行ったところ、「大平大臣・金鐘泌韓国中央情報部長第2回会談記録」には、竹島問題に関する討議の概要として、下記のとおり記録されている。

記

金部長は、本件を国際司法裁判所に提出するときは、たとえ、2、3年後といえども勝敗の別がはっきりした判決が出ることになり、適当でなく、むしろ第三国(金部長は米国を念頭においているようであった。)の調停に任すことを希望する、かくすることにより、右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミング及び内容を弾力的に取り計らうことができよう述べた。

本件も予備交渉において検討することとした。

- (ウ) 上記(イ)のトーキングペーパー(乙A83〔119ページ〕)には、竹島問題に関して、下記のとおり記録されている。

記

5. 竹島問題

この種の法律的紛争は国際司法裁判所の公正な判断によって解決するのが最も適当であるのみならず、国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので、韓国側も、「国交正常化後に本件の国際司法裁判所への提訴に応ずる」ということだけはとりあえず是非予約してほしい。(提訴及び応訴は国交正常化後となる。)

領土紛争等に関するこの種裁判の先例(別紙参照)でも明らかなおおりに、提訴から判決まで少なくとも2年内外はかかるので、竹島に関する判決が下るのも国交正常化後相当期間経過してからとなるわけであり、差し当たり双方の国民感情を刺激するおそれはないという事実を了解されたい。

- イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号3-41の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも金中央情報部長との会談において、大平外務大臣が国際司法裁判所への付託を働きかけた際の大平外務大臣の具体的な発言要領であると推認することができる。

- ウ そうであるとすれば、通し番号3-41の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する日本側の具体的発言の要領であるが、特に不開示部分①の直近の記載がトーキングペーパーの記載と極めて類似していることのほか、前記アで認定した当時の日韓会談の状況及び昭和37年11月12日に行われた大平外務大臣と金中央情報部長との会談内容(殊に、同日の会談では、大平外務大臣が韓国側にトーキングペーパーを

提示して討議をし、その結果、金中央情報部長が日本側の解決策につき「2, 3年後といえども勝敗の別がはっきりした判決が出ることになり、適当でない」と述べたものの、この件については予備交渉で検討することになった。)等に鑑みると、当該具体的発言の要領に相当する日本側の発言がされたことを否定し難いから、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号3-41の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-41の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-41の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-42

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号3-42の文書(文書1851)は、次の文書により構成されている。
 - (1) 外務省が作成した昭和39年12月10日付け「日韓基本関係に関する合意要綱案」と題する文書
 - (2) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年12月10日付け「基本関係に関する韓国側立場要綱(案)」と題する内部文書(同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書)
 - (3) 昭和39年12月16日付け「基本関係に関する日韓両国要綱案題目事務レベル整理表」と題する内部文書
 - (4) 昭和40年(1965年)1月7日付け「日韓基本関係に関する1964年12月10日の日本側合意要綱案に対する修正案」と題する文書
 - (5) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年1月25日付け及び同月26日付け「日本国と大韓民国との―――(案)」と題する内部文書
- 2 通し番号3-42の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、上記1(4)の文書中に手書きされた36ページ(―36―)欄外上部約3行分及び欄外左部2行分であり、関係諸協定に係わる批准書の交換に関する外務省職員の竹島問題の観点からの個人的な見解が記録されている。

(以上につき、乙A78)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-42の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する外務省職員の個人的見解で公開されることが予定されていないもの

であり、これを公にすれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある上、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があり、また、韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになるから、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

そもそも外交交渉に際し交渉関係者により表明される個人的見解や個人的意見は、当該関係者外交交渉に臨むに際し知り得た秘情報や高度な専門的知識・知見をもとに表明されたものであるから、これを公にすれば、相手国に我が国の外交交渉における真意や受け入れ可能な譲歩の範囲を想起させ、また、かかる個人的見解や個人的意見が政府の立場と大きく異なる場合も、それがあたかも日本政府の真意や受け入れ可能な譲歩案であるといった誤解を生じさせるおそれがあり、我が国の外交交渉上の不利益を生じせしめるのみならず、相手国との関係においても無用な誤解を生じせしめ信頼関係を損なうおそれがある。

特に、竹島問題については、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がその帰趨を注視している状況下にある以上、その解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそ

れがあるといえる（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

そもそも行政文書に記録されている情報につき、公開を予定していないことや忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがあることをもって情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとはいえないし、通し番号3-42の文書の不開示部分に記録されている情報が個人的な見解であるとすれば、当該情報と日本政府の見解とは別個に存在し得るし、これとの同一性も不明であり（しかも、批准規定に関して欄外に手書きで記録されているものであることからすれば、竹島問題に関する機密事項が記録されていることはおよそ想定できない。）、通し番号3-42の文書が作成されてから約半世紀が経過していることを踏まえると、これを公にすることにより、今後の交渉等において日本が外交上不利益を被るおそれ等は到底想定できない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠（乙A78）によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号3-42の文書の不開示部分に関連する本文の記載は、下記のとおりである。

記

9 要綱案(8)を次のとおりとする。

「この共同宣言は、批准されなければならない。批准書は、2に掲げる関係諸協定で批准を要するものの批准書のすべてが交換された後、できる限りすみやかに□□□（3字分空欄）で交換するものとする。この共同宣言は、その批准書の交換の日に効力を生ずる。」

(イ) 通し番号3-42の文書の不開示部分付近の欄外に手書きされた内容は、下記のとおりである。

記

全部批准を要するものとするならこの点不要なるべし。

イ 前提事実及び上記アで認定した事実によれば、通し番号3-42の文書の不開示部分に記録されている情報は、関係諸協定に係わる批准書の交換に関する外務省職員の竹島問題の観点からの個人的な見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-42の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和39年当時、日本の外務省職員が関係諸協定の要綱案に書き込んだ竹島問題に関する個人的見解であるが、当該職員の立場は特定されていないし、当該個人的見解の内容も関係諸協定に係わる批准書の交換に関する観点からのものであるから、既に日韓基本条約等が締結されたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。また、当該文書の作成後の時間的経過に鑑みれば、外務省職員の個人的見解であることが情報公開法5条3号の「おそれ」を基礎付けるものではないことは、本文において説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお同号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号3-42の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号3-42の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-42の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-43

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号3-43の文書(文書1876)は、芳沢大使が岡崎大臣に宛てた昭和29年7月10日発信の「蔣総統の国際問題についての見解の件」と題する電信文、久保田大使が緒方大臣に宛てた昭和29年10月26日発信の「日韓会談に関する件」と題する電信文等各国駐在大使が外務大臣宛てにそれぞれ発信した日韓会談等に関する電信文の綴りである。
- 2 通し番号3-43の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、4ページから6ページまでの電信文1通(3-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、在フランス大使が任国政府担当職員から聴取した領土問題の処理状況とこのような状況を踏まえた竹島問題の解決案についての大使の意見(日本政府の公式の方針とは大幅に異なるもの)が記録されている。

(乙B79)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-43の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する率直な意見であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア そもそも外交交渉に際し交渉関係者により表明される個人的見解や個人的意見は、当該関係者外交交渉に臨むに際し知り得た秘情報や高度な専門的知識・知見をもとに表明されたものであるから、これを公にすれば、相手国に我が国の外交交渉における真意や受け入れ可能な譲歩の範囲を想起させ、また、かかる個人的見解や個人的意見が政府の立場と大きく異なる場合も、それがあたかも日本政府の真意や受け入れ可能な譲歩案であるといった誤解を生じさせるおそれがあり、我が国の外交交渉上の不利益を生じせしめるのみならず、相手国との関係においても無用な誤解を生じせしめ信頼関係を損なうおそれがある。

特に、竹島問題については、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がその帰趨を注視している状況下にある以上、当時の在フランス大使が発言した具体的な解決案が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（情報公開法5条3号）。

また、通し番号3-43の文書は、64年前の文書であるが、上記のような状況下においては、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少しておらず、歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法5条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ、第三国政府から日本政府に対し

てのみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって、公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

イ 電信文が発受信された日時、電番、秘密指定、本省の主管課室、本省内の協議先及び配布先等といった電信文の外形事項が開示されれば、当該電信文本文の内容及び重要度を推知する手がかりとなることは否定できない。例えば、通し番号3-43の文書のように、在仏大使館から本省に対する電信文の場合には、日時と発受信者のみから少なくとも仏国政府との間の水面下の協議の時期等が推知され得る。通し番号3-43の文書の不開示部分は、前記のとおり、竹島問題の解決策に関して日本政府が在仏大使館を通じて収集した極めて機微な情報であることに鑑み、それらの日付、時間、送信者、宛先等を公にすることにより、電信文本文の開示に類する弊害を被るといえることから、国の安全及び対外交渉上不利益が生じるおそれがある。

2 原告らの主張の要旨

(1) そもそも韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はないところ、昭和29年当時の竹島問題等の日本の対策に関するフランス政府の見解が、いかなる意味で日本の「今後の交渉上の立場」に関係するかは不明であるから、これを公にすることにより、現在の交渉に不利益を及ぼすことは通常想定できず、また、交渉の第三国であるフランス政府の見解は日本政府を何ら拘束するものではないから、日本の外交交渉に不利益を与えることも論理的には想定できない。

(2) 通し番号3-43の文書の不開示部分は、電信文であるところ、日付、時

間、電信文の送信者、宛先、件名など外形的な情報を含めて不開示とする理由は、全く不明である。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 前提事実及び別紙5（通し番号3-27）の第3の1(1)ア(ア)で認定した電信文の一般的な様式等によれば、通し番号3-43の文書の不開示部分に記録されている情報は、電信文1通の全部不開示に係るものであるから、昭和29年当時、①在フランス大使が任国政府担当職員から聴取した領土問題の処理状況と②このような状況を踏まえた竹島問題の解決案についての大使の意見（日本政府の公式の方針とは大幅に異なるもの）であるほか、③別紙5（通し番号3-27）の第3の1(1)ア(ア)で認定したところと同様の電信文の様式に係る事項及び上記①の情報を入手した経緯等に係るものであると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号3-43の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、上記①の部分は、フランス政府関係者が日本政府関係者に対して提示した見解等であり、直接竹島問題についての日本政府の解決案等に係るものではなく、本件全証拠によっても、当該見解等が示された会合等が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該会合等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

また、上記③の部分は、電信文に一般的に記録される情報であって上記

①及び②の部分の情報とは別個の価値を有するものであり、上記の諸点に加え、日韓会談の歴史等に関心を有する原告らにとっては、上記③の部分の情報も有意の情報であるといえること等に加え、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

そして、これらの点については、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

以上によれば、通し番号3-43の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、上記①及び③の部分については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

ウ 他方、上記ア②の部分は、昭和29年当時、在フランス大使が電信文で示した竹島問題に関する個人的見解であり、日本政府の公式の方針とは大幅に異なるものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、当該情報が韓国側によって日本側に不利になるよう利用されるなどのおそれがないとまではいえず、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ 以上によれば、通し番号3-43の文書の不開示部分に記録されている

情報のうち、上記ア①及び③の部分については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

これに対し、上記ア②の部分については、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができるというべきである（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号3-43の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、上記(1)ア②の部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記情報部分を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号3-43の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、上記(1)ア②の部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-43の文書の不開示部分に記録されている情報で次の(1)の部分に係るものは、違法であるといわざるを得ないが、次の(2)の部分に係るものは、適法である。

- (1) 在フランス大使が任国政府担当職員から聴取した領土問題の処理状況と別紙5（通し番号3-27）の第3の1(1)ア(7)で認定したところと同様の電

信文の様式に係る事項及び上記①の情報を入手した経緯等に係るもの（上記

(1)ア①及び③の部分)

(2) 上記(1)に掲げた部分以外の部分（上記(1)ア②の部分)

(別紙5) 通し番号3-44

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号3-44の文書(文書1877)は、岡崎大臣が松本大使に宛てた昭和28年11月6日発信の「日韓会談の件」と題する電信文等外務大臣が各国駐在大使宛てにそれぞれ発信した日韓会談等に関する電信文の綴りである。
- 2 通し番号3-44の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、椎名外務大臣が武内駐米大使、島駐英大使及び前田在韓調査官にそれぞれ宛てた昭和40年6月11日発信の「日韓漁業交渉の現況の米側への通報(通報)」と題する電信文中にある144ページ(-144-)上から6行目から13行目までの約8行分であって、後宮アジア局長が日韓漁業交渉の現況を在京米国大使館公使に伝えたものであり、日韓間の懸案事項の一つである漁業協定の問題に関する韓国側の案に対する日本側の内部における見解(これは、竹島問題の解決案と類似している。)が記録されている。

(乙A80)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-44の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓間における懸案事項の一つである漁業協定の問題に関する韓国側の案に対する日本側の見解であり、公開されることが予定されていないものであるから、これを公にすれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがあり、また、韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、また、今日もなお二国間で漁業問題が発生する状況下、これらの問題の解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあり（情報公開法5条3号）、特に竹島問題のように現在も日韓両国がその帰趨を注視している問題について、公開が予定されていない情報が公にされれば、他国との信頼関係が損なわれるおそれは常時存在しており、信頼関係が損なわれれば、当該他国との間で忌憚のない意見交換は期待できなくなるし、竹島問題及び漁業問題に関連する当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によってなんら減少していない。

2 原告らの主張の要旨

そもそも行政文書に記録されている情報につき、公開を予定していないことや忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがあることをもって情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとはいえないし、通し番号3-44の文書の不開示部分に記録されている情報については、竹島問題の場合のように、現在も未解決の問題ではなく、解決済の約半世紀前の内部的見解が公開されるからといって、交渉上の不利益のおそれなどが生じることはありえない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠（乙A80）によれば、通し番号3-44の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

往電第1487号に関し

11日、後宮アジア局長は来訪せる在京米大使館エマーソン公使に対し、日韓交渉の現況、特に日韓漁業交渉に関して、要旨次のとおり説明し置いた。

1. 箱根会談で協定案文の作成作業はほぼ完了したが、協定の有効期間及び紛争解決条項が未合意の実質問題の主なものである。有効期間については、3年という韓国側の主張は問題にならないが、日本側主張の10年との間をとって7年くらいなら考えられる旨非公式に韓国側に示唆しておいた（韓国側は目下の処5年くらいまでは譲歩する意向の兆し）。

■■■不開示部分■■■

2. (略)

3. (先方の「日本は竹島問題を棚上げすることに同意したとの情報は真実なりや」との質問に対し) 全然その事実なく、日本の国民大衆は日韓協定の内容の複雑な諸点は分からず、領土問題たる竹島問題の処理振り如何によって日韓立場全体の評価を狭めることになるので、政府としては軽々に下りられない。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によらずと、通し番号3-44の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和28年当時における漁業協定の問題に関する韓国側の案に対する日本側の内部における見解（なお、これは、竹島問題の解決案と類似している。）であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-44の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和28年当時の漁業協定の問題に関する日本側の見解であり、日本政府部内で検討されたもので韓国側に提示されていないもので

あるが、前提事実（総論）(5)ア(イ) bによれば、その後現在までの間に、日韓間では漁業協定及び新漁業協定が締結されているから、日韓間で発生する漁業問題の具体的内容・範囲等も上記の間に著しく変化しているものと推認することができる。ところが、当該情報に現在日韓間で発生している漁業問題に対する対策として具体的なものが含まれていることについての被告の具体的主張はなく、また、たとえ結果的に竹島問題の解決案に類似したものであったとしても、それは竹島問題自体ではなく日韓間で漁業協定が締結される前の昭和28年当時の漁業協定の問題に係るものにすぎないことに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題や現在日韓間で発生している漁業問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、通し番号3-44の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-44の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報

に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-44の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-45

第1 前提事実(各論)

1 通し番号3-45の文書(文書1879)は、次の文書によって構成されている。

(1) 外務大臣が駐米大使、駐英大使、駐仏大使及び駐華代理大使にそれぞれ宛てた昭和27年9月2日発信の「日韓交渉再開に関する経緯送付の件」と題する公信文

(2) 藤山外務大臣が吉澤在インド大使に宛てた昭和32年10月22日発信の「第19回赤十字国際会議における在日韓人問題に関する件」と題する公信文

(3) 外務大臣が在ブラジル大使等に宛てた昭和35年3月16日付け「日韓会談に関する情報送付の件」と題する公信文

(4) 大平外務大臣が大野在英大使に宛てた昭和38年3月7日発信の「日韓会談の現状等につき英側への説明に関する件」と題する公信文

(5) 外務大臣が在米大使などに宛てた昭和38年8月10日付け「日韓会談の現状」送付の件」と題する公信文

2 通し番号3-45の文書のうち不開示部分は、上記1(4)の公信文に添付された昭和38年3月8日に後宮局長がエマソン公使に、同月11日に朝海大使がラスク国務長官にそれぞれ手交した「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TALKS」と題する文書の「3 Dispute over Takeshima」にある48ページ(-48-)下から9行目から8行目までの約1行分、下から6行目及び同4行目のいずれも1単語であり、日本政府が竹島問題の解決策として提案した国際司法裁判所提訴案に対する韓国側の対案が記録されている。

(以上につき、乙B81)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-45の文書の不開示部分に記載されている情報は、竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の見解等であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号3-45の文書の不開示部分は、原告指摘の他の開示文書の内容とは同一ではない。

イ 韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、両国によるそれぞれの解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（情報公開法5条3号）。

また、通し番号3-45の文書は、約半世紀前の文書であるが、上記のような状況下においては、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少しておらず、歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法

5条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ、第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって、公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号3-45の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の開示文書における「金部長は、本件を国際司法裁判所に提出するときは、たとえ2、3年後といえども、勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり、適当でなく、むしろ第三国（金部長は米国を念頭に置いているようであった）の調停に任すことを希望する、かくすることにより、右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができよう」と述べた」との記載（乙B77〔48ページ〕）を踏まえると、「韓国は日本の提案を拒絶した上で第三国の調停に任すことを希望しており、それに対して日本は、一定期間で調停が成立しない場合には国際司法裁判所に移行するという条件付きで、米国を第三者とする調停であれば受け入れる」という趣旨の記載であると考えられるから、不開示部分の不統一が認められる。
- (2) そもそも韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと、などから不開示とする理由はないところ、通し番号3-45の文書の不開示部分は、まさに「交渉記録の記載内容」であって、その収集された韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解の報告であり、日本側の見解又は評価、分

析及び判断は含まれていないから、情報公開法5条3号の不開示情報該当性は認められない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 通し番号3-45の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のほか、証拠(乙B81)により認定することができる不開示部分の前後の記載内容に照らすと、いずれも、昭和38年当時の竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の対案であって、同年に日本政府が米国政府に手交した文書に記録されているものであると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号3-45の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和38年当時、竹島問題に関して韓国側から示された対案であり、本件全証拠によっても、当該対案が示された日韓両政府間の交渉等が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないこと、しかも上記情報は、日本政府関係者から米国政府関係者に手交された文書に記録されていることに照らすと、当該文書が作成された後に米国政府関係者に手交されてから既に40年以上の経過しており、韓国では韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なったり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変

化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号3-45の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

○

(2) 小括

したがって、通し番号3-45の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2) 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-45の文書の不開示部分に記録されている上記情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-46

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号3-46の文書(文書1881)は、外務省条約局法規課が昭和37年7月に作成した「日韓交渉関係法律問題調書集」と題する文書である。
- 2 通し番号3-46の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、117ページ(-116-)及び118ページ(-116-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であって、「竹島問題を日韓両国が国際司法裁判所へ付託する際の手続きについて(昭和37.2.24)」と記録されている以下の和文と英訳文であり、竹島問題に関する日本政府が具体的解決策として提示していた国際司法裁判所へ付託する際の手続及びその手続上日本政府が留意すべき具体的事項が記録されている。

(乙A82)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-46の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する日本政府が具体的解決策として提示していた国際司法裁判所へ付託する際の手続及びその手続上我が国が留意すべき具体的事項であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、日本政府の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、日本政府の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題

の帰趨を注視している状況下にある以上、国際司法裁判所に付託する際の留意事項に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあり（情報公開法5条3号）、このような状況下において、時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとは言い難い。

2 原告らの主張の要旨

通し番号3-46の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、国際司法裁判所へ付託する際の手続は、一般論であるし、仮に最終的に国際司法裁判所に委ねる前提として米国等の第三国による調停を試みるという過程に関する情報が含まれていたとしても、この点は他の開示文書（乙B77等）により明らかにされているから、通し番号3-46の文書が作成されてから約半世紀の時間が経過していること、その後、韓国も国連に加盟したことによって国際司法裁判所における当事国としての地位を得ているという状況の違いもあることに照らせば、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 前提事実（各論）のほか、証拠（乙A82）により認定することができる不開示部分の前後の記載内容に照らすと、通し番号3-46の文書の不開示部分に記載されている情報は、①竹島問題に関する日本政府が具体的解決策として提示していた国際司法裁判所へ付託する際の手続及び②その手続上日本政府が留意すべき具体的事項であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号3-46の文書の不開示部分に記録されている上記情報のうち、上記①の点は、昭和37年当時、日本側が韓国側に具体的解決案として提示した竹島問題を国際司法裁判所へ付託する際の手続の内容に係るものであり、本件全証拠によってこれを提示した交渉等が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、通し番号3-46の文書の不開示部分に記録されている上記情報のうち、竹島問題に関して国際司法裁判所へ付託する際の手続に係る部分については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

ウ 他方、上記②の点は、竹島問題を国際司法裁判所へ付託する際の手続上日本政府が留意すべき具体的事項であり、日本政府部内で検討されたもので韓国側に提示されていないものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型

的にみて、これを公にすれば、韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ 小括

以上によれば、通し番号3-46の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、上記ア①の点は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

これに対し、上記ア②の点は、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張は採用することができない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号3-46の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、上記(1)ア②の点については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当該部分を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号3-46の文書に記録されている情報のうち、上記(1)ア②の点は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-46の文書の不開示部分に記録され

ている上記情報中、次の(1)の部分に係るものは、違法であるといわざるを得ないが、次の(2)の部分に係るものは、適法である。

- (1) 竹島問題に関して国際司法裁判所へ付託する際の手続の内容（上記1(1)ア①の点)
- (2) 上記(1)に掲げた以外の部分（上記1(1)ア②の点)

(別紙5) 通し番号3-47

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号3-47の文書(文書1882)は、外務省が作成した「IX 日韓
会談予備交渉—請求権処理大綱の決定と漁業問題等の進展」と題する文書であ
る。
- 2 通し番号3-47の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、次の部分
であり、いずれも竹島問題の国際司法裁判所提訴案についての韓国側対応を踏
まえた日本政府の対案及び韓国側が国際司法裁判所提訴案に反対する理由が記
録されている。
 - ① 158ページ(-158-)「Ⅲ竹島問題」の項の下から6行目から2行
目までの約4行分(以下「不開示部分①」という。)
 - ② 334ページ(-344-)「5竹島問題」の項の上から2行目から4行
目までの約3行分(以下「不開示部分②」という。)
 - ③ 334ページ(-344-)「5竹島問題」の項の下から5行目から1行
目までの約4行分(以下「不開示部分③」という。)

(乙A83)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-47の文書の不開示部分に記載されている情報は、竹島問題
に関する日本政府の具体的見解であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高
い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様
々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利にならないよう細心の
注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、我が国の今後の交
渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相

当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号3-47の文書の不開示部分に記録されている情報は、通し番号3-41の文書の48ページ（-47-）5行目から49ページ（-48-）2行目までの約1ページ分に記録されている情報とは同一ではない。

イ 韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下において、日本の解決案について韓国が指摘した問題点及び日本による対案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあり（情報公開法5条3号）、このような状況下において、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少していない。

2 原告らの主張の要旨

(1) 通し番号3-47の文書は、そのタイトルが「日韓国交正常化交渉の記録 総説九」とあることから、交渉の記録をまとめたものであって関連する他の文書に記録されている情報（又はその要旨）が再録されているはずのものである。そうすると、その不開示部分①～③については、次のとおりと考えられる。

ア 不開示部分①は、第三国の調停に任すという韓国側の提案に対し、日本側として、そのような韓国側提案を歩み寄りの努力の現われとして多しつつも、「調停に任すというだけでは、調停がいつまでも成り立たず現状が継続するおそれがあるとの日本国民の不安を解消することができないの

で」という日本側の考えを記載した直後の約4行分であり、その直後には「本問題を国際司法裁判所に付託することとするのが適当と考える」という記述があること（乙A83〔158ページ〕）、通し番号3-36の文書（乙B73〔16ページ〕）には「ある特定の期間を経ても■■■不開示部分■■■が和解させられなかったときには、紛争は最終的に国際司法裁判所に持ち込まれるという条件のもとで、日本側が■■■不開示部分■■■に賛成する」旨の記載（上記黒塗り部分には、第三国又は米国（による調停）という記述が入ると考えられる。）があることに照らすと、これに対応する記載があると考えられる。

イ 不開示部分②は、「日本側は、韓国側の希望をも考慮して、昨年12月、」という記述と、「本問題を国際司法裁判所に付託するとの提案を行ったのに対し」という記述間にあること、通し番号3-36の文書の上記記載内容に照らすと、之に対応する記載があると考えられる。

ウ 不開示部分③は、「最近に至って、韓国側は、国際司法裁判所付託に同意できない理由につき」という記述に続く約4行分であること（乙A83〔332ページ〕）、通し番号3-41の文書（乙B77〔48ページ〕）には「金部長は、本件を国際司法裁判所に提出するときは、たとえ2、3年後といえども、勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり、適当でなく、むしろ第三国（金部長は米国を念頭に置いているようであった）の調停に任ずことを希望する、かくすることにより、右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができよう」と述べた」との記載があることに照らすと、之に対応する記載があるものと考えられる。

(2) 通し番号3-47の文書の不開示部分に記載されている情報は、上記のとおり他の開示文書によって明らかになっている情報を再録した部分であると考えられるから、不開示部分の不統一がみられる部分であり、約半世紀前の

「交渉の記録」にすぎないことも踏まえると、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠(乙A83)によれば、通し番号3-47の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①は、訪韓中に伊関大使から韓国側に非公式に渡されたとされる「トーキングペーパー(37.12.10)」と題する文書の「Ⅲ竹島問題」の項にあり、その余の項(「Ⅰ請求権問題」, 「Ⅱ漁業問題」)には、当該時点における交渉の見通し、日本側の提案及び見解等が具体的に記録されているところ、不開示部分①の前後の記載は、下記のとおりである。

記

第2回大平・金会談において金部長が提案された第三国の調停に任ずという考えは、本件の円満解決に対する韓国側の歩み寄りの努力の現れとして、日本側としての多とするところであるが、他方、調停に任ずというだけでは、調停がいつまでも成り立たず現状が継続するおそれがあるとの日本国民の不安を解消することができないので、■■■不開示部分■■■本問題を国際司法裁判所に付託することとするのが最も適切と考える。

(イ) 不開示部分②及び不開示部分③は、昭和38年7月9日付け「日韓会談各懸案の討議進捗状況」と題する書面の「5竹島問題」の項にあり、その余の項(「1漁業問題」, 「2請求権問題」, 「3在日韓国人の法的地位問題」, 「4基本関係問題」)には、項目ごとに、これまでの交渉経緯、日本側及び韓国側の提案及び主張等が具体的に記録さ

れているところ、不開示部分②及び不開示部分③の前後の記載は、下記のとおりである。

記

日本側は、韓国側の希望をも考察して、昨年12月、■■■不開示部分②■■■本問題を国際司法裁判所に付託するとの提案を行ったのに対し、韓国側は、竹島が韓国領土であることは明白なので第三国による調停以上の解決には同意できないとしている。

また、最近に至って、韓国側は、国際司法裁判所付託に同意できない理由につき、■■■不開示部分③■■■

結局、本件は、日韓会談の最終段階において、すべての他の懸案につき締結した後に交渉全般の成否をこの一点にかけ、高度の政治的判断に基づく解決を講ずるより他に途はなかり。 (その際、日本側として、従来の国会答弁との関係にも鑑み、国際司法裁判所提訴に関する明確な合意をあくまで条件とするか否かも含めて、改めて対処方針につき慎重再検討を要すると思われる。)

イ 前提事実及び上記アの認定事実に照らすと、通し番号3-47の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①に記録されている情報は、昭和37年12月、日本政府から韓国側に非公式に交付されたトーキングペーパーに記録されている竹島問題の国際司法裁判所提訴案についての韓国側対応を踏まえた日本政府の対案である。

(イ) 不開示部分②に記録されている情報は、昭和37年12月、竹島問題の国際司法裁判所提訴案についての韓国側対応を踏まえた日本政府の対案で日本側が韓国側に提案したものであり、その提案された時期に鑑みれば、不開示部分①と同旨のものである。

(ウ) 不開示部分③に記録されている情報は、昭和38年当時、国際司法裁判所提訴案に反対する理由として韓国側が主張する内容である。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-47の文書の不開示部分①に記録されている情報は、日本側から韓国側に提示された竹島問題に関する文書の内容そのものであるから、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるものとはいえず、これと同旨の内容である不開示部分②に記録されている情報についても同様である。

また、不開示部分③に記録されている情報は、昭和38年当時、韓国側が日本側に提示した竹島問題の解決案に関する主張であり、本件全証拠によっても、当該主張が提示された日韓両政府間の交渉等が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

そして、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が

法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号 3-47 の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号 3-47 の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 3-47 の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、本件各処分のうち当該情報を不開示とする部分は違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-48

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号3-48の文書(文書1915)は、外務省が作成した「Ⅲ 第2、3次日韓会談」と題する文書である。
- 2 通し番号3-48のうち不開示理由3に係る不開示部分は、240ページ(—240—)「三 長期的対策」の項の右から6行目の一部であり、竹島問題についての日本政府の見解が記録されている。

(乙B84)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号4-48の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する日本政府の具体的見解であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号3-3の文書及び通し番号3-47の文書は、あくまで草稿段階の文書であるところ、通し番号3-47の文書の240ページ(—240—)右から6行目の黒塗り部分に記録されている内容が通し番号3-3の文書(乙A46)の16ページ(—16—)で黒塗りにされずに開示されているとしても、起案文上に決裁権者が如何なる加筆・修正をしているかが分かる部分を不開示とすることは何ら妨げられない。

イ 韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下、解決案についての日本側代替案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測及び制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉に利用されたりし得ることを通じ、結果として当該問題の解決を困難なものとする可能性は否定できないから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号4-48の文書の不開示部分は、「国際司法裁判所への提訴」という見出し中の「三 長期的対策（一）世論喚起とくに対外答弁に一層力を入れ日本の主張の合理性を強調する要ありとくにいわゆる李ライン問題に関して、（二）■■■■■国際司法裁判所への提訴 いわゆる李ライン問題、竹島問題については提訴の方針を決すべきである。韓国は承諾すまいがそれでもよろしい。わが方の主張に分のあることのよい宣伝となる。」との記載中の墨塗り部分であり、通し番号3-3の文書（「（2）日韓会談決裂善後対策」）には「三、長期的対策」として国連又は国際司法裁判所への提訴が挙げられていること（乙A46）に照らすと、当該墨塗り部分には「国連又は」という文言が記録されている可能性が高い。
- (2) 通し番号4-48の文書の不開示部分に記録されている情報は、上記のとおりであれば、不開示部分が不統一となっており、他で開示されている以上、ここでの不開示が正当化されるものではない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠（乙A46，B84）によれば，次の事実が認められる。

(7) 通し番号3-48の文書（乙B84）の224ページ（-225-）以下に掲げられた部分は，「日韓会議決裂前後対策」と題する文書（以下，この項において「本件訂正後文書」という。）であり，これは，通し番号2-14の文書（昭和28年10月26日付けで久保田外務省参与が作成した「日韓会議決裂前後対策」と題する文書であり，通し番号3-3の文書も同一である。乙A46）を前提として，その字句や形式的な表現部分のごく一部を加筆訂正したものであり，実質的には同一の内容である。

(4) 通し番号3-48の文書の不開示部分は，本件訂正後文書中の「三 長期的対策」の「(二) 国際司法裁判所への提訴」との見出し中の「国際司法裁判所」の前に加筆された部分（乙B84の239ページ（-240-）参照）であるところ，通し番号2-14の文書の当該部分（乙A46の16ページ）には「(二) 国際司法裁判所への提訴」の「国際司法裁判所」の前に「国連又は」との文言が加筆されている。

イ 以上によれば，通し番号3-48の文書の不開示部分に記録されている情報は，「国連又は」であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば，通し番号3-48の文書の不開示部分に記録されている情報は，既に他の行政文書（通し番号2-14の文書）の一部開示により公にされているから，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して，直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

エ したがって，通し番号3-48の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推

認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-48の文書の不開示部分に記載されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2. 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-48の文書の不開示部分に記載されている上記情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。